



みなと悠悠に関する陳情書

主 旨

取壊しについて、京丹後市との約束通りアウルコーポレーションが取り壊すこと

理 由

アウルコーポレーションが、この春で営業を止めること。

- ① 取壊しについて、アウルコーポレーション・ひるこ神社・京丹後市の3者協議で、取壊し時期を令和7年12月31日迄と明確にして3者契約書を作成する事。
- ② 取壊し費用はアウルコーポレーションが全額負担する事。

地方自治法第124条の規定により、上記の通り陳情書を提出する。

令和7年2月17日

京丹後市議会議長 中 野 勝 友 様

京丹後市弥栄町

有 田 光 氏